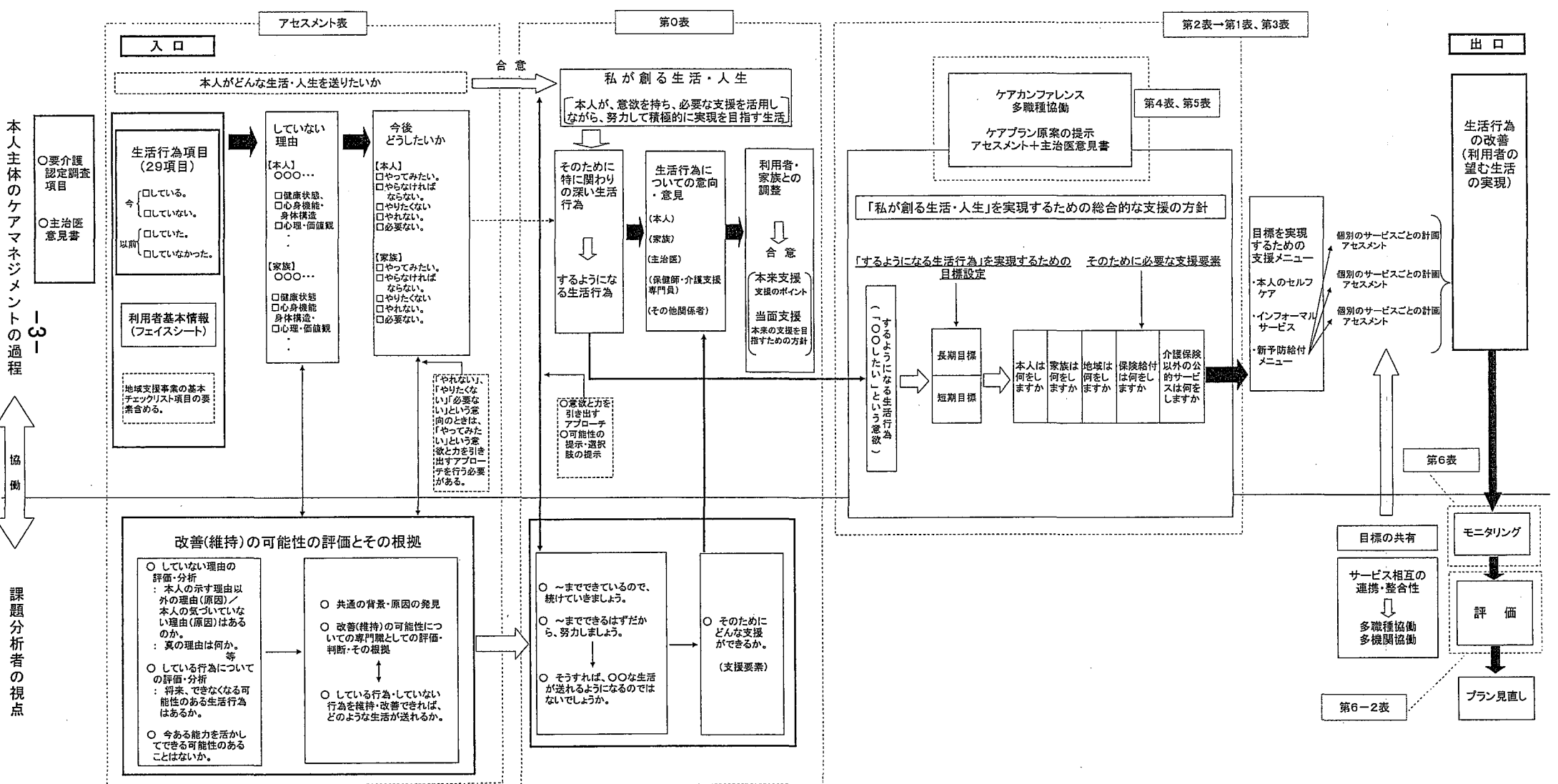


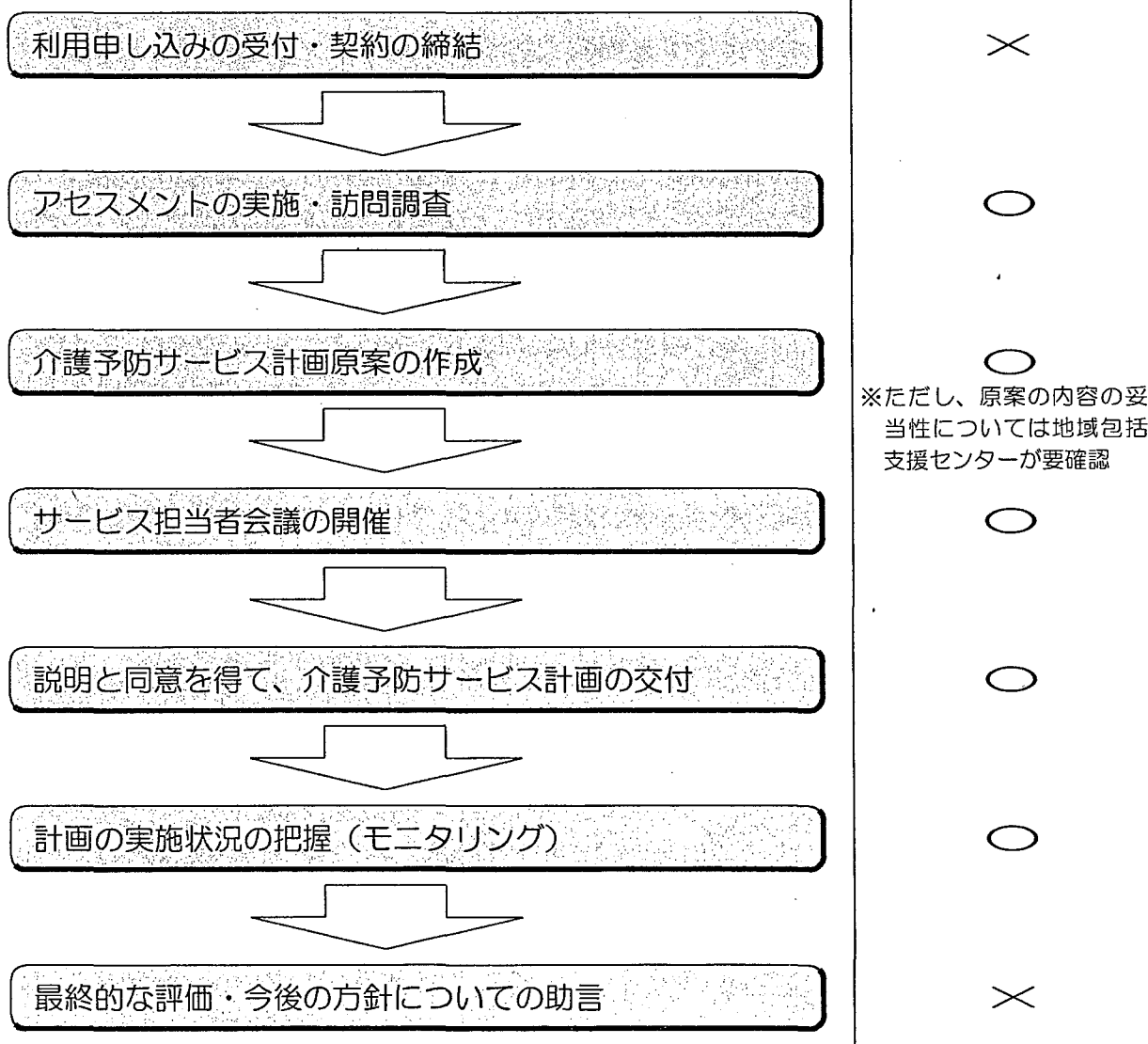
アセスメント・ケアプランの構造（案）



地域包括支援センターが委託できる 介護予防ケアマネジメント業務について

- 新予防給付のマネジメント業務の一部については、「指定居宅介護支援事業者」に委託することができる。
→利用者は委託された事業者の中から選択することが可能
- 業務を委託できる「指定居宅介護支援事業者」の要件
→中立性・公正性が担保され、受託する新予防給付のケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のあるものとして、運営協議会が承認した事業者

【介護予防ケアマネジメント業務の流れ】



地域包括支援センターの設置主体について

○ 地域包括支援センターの設置主体はいつ頃までに決めればよいのか。

- 1 平成18年4月から新予防給付を施行する市町村は、それまでに地域包括支援センターを設置する必要があるので、できるだけ速やかに「地域包括支援センター準備委員会」、「地域包括支援センター運営協議会」を立ち上げ、センターの設置箇所数や運営主体などについて協議することが必要である。
- 2 その際、介護保険法一部改正法案の国会審議の際の附帯決議（※）の趣旨も踏まえ、地域の実情に応じて、センターの機能が十分に発揮されるような運営主体を選定することが必要である。

（※）

○介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成17年4月27日衆議院厚生労働委員会）（抜粋）

三 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。

○介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成17年6月16日参議院厚生労働委員会）

十二 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化した上で、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。また、専門職の配置については、その資格について経過措置を設けるなど、地域の実情を踏まえた人材の確保ができるように十分配慮するとともに、主任ケアマネジャー（仮称）については、介護現場での経験を重視し、適切なケアマネジメントを行える人材を登用すること。

※ 平成18年4月から新予防給付を施行しない場合であっても、その施行時期は、次期介護保険事業計画の策定作業の前提となるため、施行時期とその施行延期のための条例制定の有無を早期に決定することが必要である。

地域包括支援センターの設置準備の状況

- 本年6月に、各都道府県を通じ全保険者（市町村）に対して、地域包括支援センターの設置予定時期を、調査した結果、以下の通りの回答を得た。

設置予定年度	設置予定保険者数
平成18年度	1, 133 (65.2%)
平成19年度	121 (7.0%)
平成20年度	35 (2.0%)
検討中	449 (25.8%)
合計	1, 738 (100%)

- なお、地域包括支援センターの運営主体については、未だ決定していない保険者（市町村）がほとんどである。